

自治会町内会長 各位

港北区地域振興課長

令和8年度自治会町内会現況届の提出及び 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから地域の振興及び市政・区政の推進につきまして、御理解と御協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

下記のとおり、令和8年度 自治会町内会現況届の提出及び地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請についてご案内いたします。

1 提出期限

現況届：令和8年4月30日（木）まで

地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金：令和8年6月30日（火）まで

2 申請方法

自治会町内会ポータル、FAX、港北区地域振興課窓口、メール、郵送
手引き、申請様式は単位会長あて送付します。

（※郵送継続を希望しない自治会を除く）

また、以下 URL か右上の二次元コードよりご確認できます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/02tiikikatudouhojyo.html



3 提出先

港北区地域振興課 (ko-jichikai@city.yokohama.lg.jp)

4 申請事務説明会の開催について

① 日時・場所

開催日時		会場
4月24日（金）	午後2時から4時まで	港北区役所4階1号会議室
4月24日（金）	午後7時から9時まで	港北区役所4階 1・2号会議室
4月25日（土）	午前10時から12時まで	
4月25日（土）	午後1時から3時まで	

※各町内会1名ほど、極力のご参加をお願いいたします。

※各回全て同じ内容になります。

※出席を希望される方は、ご希望の回を下記問合せ・申込先へ電話・FAX・Emailのいずれかによりご連絡ください。【申込締切：4月20日（月）】

② 内容

地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請事務のほか、自治会町内会ポータル
の操作方法、町の防災組織活動費補助金の申請事務についても併せてご説明します。

裏面あり

5 地域活動推進費補助金申請にあたっての注意

地区連合から他団体への分担金の交付にあたり、自治会町内会、他団体双方で使途確認ができるよう、チェックリスト（「令和8年度 地域活動推進費補助金 事務の手引」参照）に基づく運用の徹底をお願いします。

【参考】地域活動推進費補助金交付要綱より要約

※補助対象外経費：交際費、慶弔費、懇親会費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（第4条（交付基準）別表1）

※書類の適切な保管：補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収証等の関係書類等を、「補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。（第27条（書類の整備及び保存））」

以下の項目は地域活動推進費補助金の対象外です。

他の補助金を活用して支出したもの

（例）地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、公園愛護会活動費、地域防犯カメラ設置補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 など

懇親会開催費・参加費（新年会、忘年会、慰労会など）

祝金（敬老、成人、入学など）

更生保護・日赤等への寄付金・募金

積立金 など

・他団体への協賛金・負担金等について

自治会町内会、地区連合町内会から支払う「他団体を実施する事業への協賛金・負担金」「各種団体への会費・分担金」についても、他団体での使途が上記経費（懇親会開催費、慶弔費等）の場合、補助対象外となります。協賛金・負担金等の支払時に団体と確認をお願いします。

・領収書の提出について

補助対象経費で1件の契約にかかる金額が100,000円を超えるものについては、領収書または支出を証明する書類の原本または写しの提出をお願いします。家賃など月払いのものでも、あわせて年間10万円を超えるものについては対象となります。

・書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、事業の収支が分かる会計帳簿、領収書などの関係書類を、「補助金を受けた年度の翌年度から5年間」大切に保管していただく必要があります。

担当：港北区地域振興課地域活動係 山口、道岡

Tel 540-2234 FAX 540-2245

Email ko-jichikai@city.yokohama.lg.jp